

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和8年1月5日

福島県県北建設事務所長 中川 善則

1 業務概要

- (1) 業務名 潟川筋外CM業務委託（河川・補助）
- (2) 業務内容 潟川筋外9河川の河川改修事業の実施にあたり、設計・用地取得・発注・施工の各段階において、設計の検討、進行管理、工程管理、品質管理、コスト管理等、各種マネジメントを行うCM（コンストラクション・マネジメント）業務
- (3) 履行期限 令和9年3月31日

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務内容、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は「潟川筋外CM業務委託（河川・補助）公募型プロポーザル方式募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 評価基準日（令和8年1月27日（技術提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長

依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

- (3) 評価基準日(令和8年1月27日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等請負資格者名簿の地上測量又は調査又は土木設計のいずれかに登録されていること。
- (4) 建設コンサルタント登録規程による「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「施工計画、施工設備及び積算部門」、及び「鋼構造及びコンクリート部門」の建設コンサルタント登録を受けている者であること。
- (5) 管理技術者(CMR)は、技術士資格「総合技術監理部門(科目:建設-河川、砂防及び海岸・海洋)」または「建設部門 河川、砂防及び海岸・海洋科目」を有すること。
- (6) 設計共同体(当該業務を共同連帶して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。)である場合、次のア～カに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
- ア 構成員の数が3を超えない者であること。
- イ 代表構成員が(1)～(5)に掲げた要件をすべて満たしている者であること。
また、その他の構成員は(1)～(3)に掲げた要件を満たしている者であること。
- ウ 別紙1に示された濁川筋外CM業務委託(河川・補助)設計共同体協定書により設計共同体の協定書を締結している者であること。
- エ 構成員の分担業務が、業務の内容により濁川筋外CM業務委託(河川・補助)設計共同体協定書において明らかな者であること。
- オ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、濁川筋外CM業務委託(河川・補助)設計共同体協定書において明らかな者であること。
- カ 構成員において決定された代表者が、濁川筋外CM業務委託(河川・補助)設計共同体協定書において明らかな者であること。

4 手続等

(1) 事務局

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(福島県庁北庁舎6階)

福島県県北建設事務所 事業部 河川砂防課

電話:024-521-2840 FAX:024-521-2848

E-mail : kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を事務局ホームページにより配布します。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41310a/>)

ア 配布期間

令和8年1月5日から令和8年1月16日

まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の9時から17時まで。

イ 上記配布方法以外の入手方法について

下記のいずれかの方法とします。

(ア) 手交を希望する場合は、上記（1）に電話連絡のうえ、電子データ保存用の未使用のCD-Rを上記（1）の場所に持参してください。CD-Rに複製し、手交します。

(イ) 郵送による配布を希望する場合は、表に「濁川筋外CM業務委託（河川・補助）募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒にCD-Rが返信できる郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で上記（1）事務局へ郵送してください。CD-Rに複製し返送します。

（配布期間は、請求が上記配布期間内の消印のあるものについて配布します。）

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和8年1月27日17時までに、上記4（1）の場所に1部を持参又は郵送してください。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第 228 条第 2 項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 5 号、第 8 号又は第 9 号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 8 号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領による。